

入校経費に係る会計処理について

対象受検機関：消防学校

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
<p>1 入校経費について 消防学校における教育訓練の実施に要する経費で、教育訓練の実施に当たり、消防学校が一括して調達する方が、効率的、経済的なテキストなどの教材等について、府費とは別に各消防本部から徴収し、消防学校において収入及び支出の管理を行っている。 平成27年度においては、大阪府立消防学校入校経費経理規程（以下「経理規程」という。）第6条の規定に基づき、教育訓練ごとに16会計口座を設置しており、約9,400万円の支出があった。 また、入校経費については、経理規定第8条において「食費」「共益費」「研修費」「教材費」に区分すると規定している。</p> <p>2 入校経費に係る会計処理について (1) 会計処理について 消防学校において定めた経理規程に基づき会計処理を行っている。 (2) 残余金（余剰金）の扱いについて 経理規程とは別に消防学校において「府費と入校経費の執行基準」（以下「執行基準」という。）を定め、残余金については次回の同一の教育訓練課程の会計に繰り入れることとしている。 (3) 決算報告について 経理規程第20条において、会計主任者（総務課長）が会計責任者（教頭）の承認を得た上で校長に提出することとしている。 (4) 第三者による監査について 経理規程第21条において、会計主任者から提出のあった決算報告書及び会計帳簿等に関し、消防学校職員以外の者による監査を求めることができると規定している。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>大阪府立消防学校入校経費経理規程 第5条（会計責任者等） 会計責任者及び会計主任者を置き、会計責任者には教頭を充て、会計主任者には総務課長を充てる。 第20条（決算報告） 会計主任者は、毎会計年度末日から出納整理期間内に決算整理をし、出納閉鎖後1ヶ月以内に決算報告書を作成し、会計責任者による承認を得た上で校長に提出しなければならない。 第21条（監査） 校長は、前条の規定により会計主任者から提出のあった決算報告書及び会計帳簿等に関し、各消防（局）本部の代表者など学校職員以外の者による監査を求めることができる。</p> </div>	<p>1 過去の会計処理において、経理規程に規定のない口座に、入校経費を管理していた口座から残余金が振り込まれていることが認められた。</p> <p>2 入校経費に係る会計処理及び会計口座の管理について、以下の課題がある。</p> <p>(1) 入校経費の残余金については、執行基準の中で取扱いを明記しているが、経理規程上の位置づけがされていない。</p> <p>(2) 入校経費の負担者である各消防本部に対し、決算報告が行われていない。</p> <p>(3) 経理規程では消防学校職員以外の者による監査を求めることができるとされているが、義務付ける規定となっておらず、これまで第三者による監査は実施されていない。</p> <p>(4) 経理規程には各会計の銀行口座に係る通帳及び銀行印について、管理や保管に関する規定がない。また、学校長、会計責任者及び会計主任者の事務の引継ぎについても規定がない。</p>	<p>入校経費について、より透明性の高い適正な会計処理及び会計口座の管理を行うため、経理規程について、所要の改正を行うとともに、規程にのっとり適正な事務執行に努められたい。</p>

<p>3 取引休止状況にある銀行口座について</p> <p>(1) 平成28年5月に金融機関からの口座確認のハガキの送付を受け、消防学校において調査等を行い、平成28年8月に以下の調査結果が公表されている。</p> <p>ア 取引休止状況にある銀行口座（以下「休眠口座」という。）の概要</p> <p>(ア) 口座名義：大阪府立消防学校教材研究会</p> <p>(イ) 開設年月日：平成元年12月19日</p> <p>(ウ) 最終取引年月日：平成21年4月28日</p> <p>(エ) 判明時の現在残高：1,525,951円</p> <p>イ 金融機関からの取引明細表や関係者への聞き取り調査等の結果、消防学校の教育訓練に参加した市町村からの経費関連の口座であることが判明した。</p> <p>ウ 関係者への聞き取り調査や保管書類の点検の結果、いずれも残金に府費が含まれている事実は認められず、また不適切な支出も認められなかった。</p> <p>エ 当該口座の残金処理については、関係市町村と協議の上、決定する。</p> <p>(2) 休眠口座について監査において次のとおり確認をした。</p> <p>ア 休眠口座については、経理規程に規定されていない口座であり、入校経費を管理している口座から当該口座に平成14年度に振り込みが行われていた。</p> <p>イ 休眠口座から支出された内容については、消防学校の説明では以下のとおりであった。</p> <p>(ア) 平成18年6月以前の支払いについては、金融機関の取引明細書が発行されず、内容は確認できなかった。</p> <p>(イ) 平成18年10月及び平成19年4月の支出については、産業廃棄物処分費用や寮の清掃費用など、教育訓練の実施に必要な経費として支出されたものであることが確認できた。</p> <p>(ウ) 平成18年8月の支払いについては、内容の確認はできなかった。</p> <p>ウ 残金処理については、平成28年8月29日から9月2日まで消防学校が府内全消防本部に出向き協議を行い、教育訓練で使用する資機材購入に充当することで了解を得て、救助訓練のための軽量移動式タワー一式、斜扉板一式、空気呼吸器3台を購入することとしたとの説明であった。また、平成21年4月28日に入金があった1,000円については、平成28年10月27日に「日赤平成28年度熊本災害義援金」に寄附が行われた。</p>		
---	--	--

措置の内容

<p>監査結果を踏まえ、経理規程を改正し、</p> <p>① 残余金の取扱い</p> <p>② 各会計の銀行口座に係る通帳及び銀行印の管理や保管</p> <p>③ 学校長、会計責任者及び会計主任者の事務引継ぎ</p> <p>に関する規定を明記した。</p> <p>また、平成28年度会計から市町村関係機関等が出席する運営協議会の場において決算状況等の情報提供を行うとともに、大阪府危機管理室職員による決算関係の書類の確認（監査）を実施し、経理規程の改正を行った。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成29年1月18日、事務局：平成28年11月29日）